

(表)

第 号			
身 分 証 明 書			
役職及び職名			
氏 名			
生 年 月 日			
船員法第百条の二十五第一項の職員であることを証明する。			
年 月 日			発行
年 月 日			限り有効
顔写真	国 土 交 通 大 臣 印		

(裏)

船員法抜粋
(立入検査)
第百条の二十五 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
五 第百条の二十五の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者